

大和エネルギー株式会社「(仮称) DREAM Wind 佐田岬リプレイス事業環境  
影響評価方法書」に対する勧告について

令和5年7月19日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、「(仮称) DREAM Wind 佐田岬リプレイス事業環境影響評価方法書」について、大和エネルギー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、愛媛県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

なお、当該案件は、第2種事業であるが、環境影響評価法第4条第6項の規定に基づき、環境影響評価その他の手続を行うこととしたものであるため、計画段階環境配慮書に係る手続は行われていない。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：愛媛県西宇和郡伊方町  
原動力の種類：風力（陸上）  
出 力：最大 12,800 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 4年12月 8日
住民意見の概要等受理	令和 5年 3月 8日
愛媛県知事意見受理	令和 5年 5月22日
経済産業大臣勧告発出	令和 5年 7月19日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、須之内  
電話03-3501-1742（直通）

大和エネルギー株式会社「(仮称)DREAM Wind 佐田岬リプレイス事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業計画では風力発電機の基数及び設置位置等、具体的な事項が確定していないことから、これらを明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域周辺には複数の風力発電所が稼働していることから、本事業との累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 水質の調査に当たっては、近年の局所集中的な降雨の傾向も踏まえ、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(愛媛県知事からの意見書の写しを添付)